

令和7年第7回太子町議会定例会（第518回町議会）会議録（第4日）

令和7年12月19日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 諸般の報告
- 2 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 3 議案第96号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第90号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第91号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第92号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第93号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第94号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 10 議案第95号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議員派遣について
- 12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

本日の会議に付した事件

- 1 諸般の報告
- 2 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
(福祉文教常任委員会委員長報告)
- 3 議案第96号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 議案第96号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第2 議案第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
(以上2件、総務経済建設常任委員会委員長報告)
- 5 議案第90号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）
- 6 議案第91号 令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 7 議案第92号 令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第93号 令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 9 議案第94号 令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）
- 10 議案第95号 令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議員派遣について
- 12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

会議に出席した議員

| | | | |
|----|------|----|------|
| 1番 | 吉田智子 | 2番 | 山本順久 |
| 3番 | 玉田晶久 | 4番 | 桑名幸夫 |
| 5番 | 松浦崇志 | 6番 | 出原賢治 |

| | | | |
|-----|------|-----|-------|
| 7番 | 森田哲夫 | 8番 | 玉田正典 |
| 9番 | 中薮清志 | 10番 | 藤澤元之介 |
| 11番 | 清原良典 | 13番 | 中島貞次 |
| 14番 | 堀卓史 | 15番 | 首藤佳隆 |

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

| | | | |
|----|------|----|-------|
| 局長 | 田中秀彦 | 書記 | 蛭井のり子 |
| 書記 | 井手典子 | | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|-------|--------|------|
| 町長 | 沖汐守彦 | 副町長 | 榮藤雅雄 |
| 教育長 | 糸井香代子 | 総務部長 | 森文彰 |
| 生活福祉部長 | 藏屋一彦 | 経済建設部長 | 富岡泰造 |
| 教育次長 | 福井照子 | 財政課長 | 池田誠 |
| 総務課長 | 栗田政知 | | |

(開議 午前10時00分)

○議長(首藤佳隆) 皆さんおはようございます。

令和7年第7回太子町議会定例会第4日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和7年第7回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

**日程第1 諸般の報告**

○議長(首藤佳隆) 日程第1、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等8件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年度10月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本日の会議に出席を求めました者の職・氏名はお手元に配っております一覧表のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第2 議案第89号 児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第2、議案第89号児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

本案については、所管の福祉文教常任委員会に付託して、休会中に御審査いただいております

ので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長山本順久議員。

○山本順久議員 それでは、福祉文教常任委員会に付託されました議案の委員会審査報告書を読み上げまして報告に代えさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第89号。付託年月日、令和7年12月4日。件名、児童福祉法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年12月8日月曜日午前10時から午後0時38分。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①児童福祉法「第33条の10各号」が「第33条の10第1項各号」と改正されている、この法改正により町においてはこういったところに影響するののかとの質疑に、町が認可している事業である放課後児童育成事業等について、職員による虐待が発生し通報があった場合、町が所管行政庁として情報収集し、事実確認を行ったり、虐待かどうかの判断を行ったり、その後のフォローアップ等を行ったりしていくことになるとの答弁があった。

②地域限定保育士に関して、兵庫県が導入するかどうかによって決まるののかとの質疑に、地域限定保育士制度は児童福祉法上創設されており、この制度を導入できるのは都道府県や指定都市になる、今後兵庫県がこの制度を導入すれば兵庫県でのみ働くことができる地域限定保育士が誕生するため、将来の可能性を考慮して条例改正を行っているとの答弁があった。

③乳幼児の健康診断等に係る改正だが、これは児童福祉法の改正に対応するものなのかとの質疑に、地方からの提案によるもので、家庭的保育事業等の健康診断の内容と一致するものがあれば、さわやか健康課が実施している母子健康法に基づく1歳6カ月健診や3歳児健診の結果をそれに代えることができるという改正である、太子町に家庭的保育事業等がないため今は影響がないが、上位法の改正に基づいて同様に改正しているとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で福祉文教常任委員会委員長山本順久議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第89号は委員長の報告のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時08分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第96号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議案第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 日程第3、議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第4、議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第96号、議案第97号の条例改正につきまして一括して説明を申し上げます。

最初に、議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、当町は特別職の職員の期末手当につきましては一般職の職員の期末勤勉手当に準じて決定していることから、人事院勧告に基づく一般職の職員の給与条例改正に準じてその支給月数を改正するものであります。この条例の施行日は公布の日とし、期末手当年間支給月数の改正につきましては令和7年4月1日に遡及適用、期末手当の支給割合の改正につきましては令和8年4月1日の施行としております。また、特別職の職員の期末手当の支給月数を改正することで議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項により、議会議員の期末手当につきましても準用されますので議会議員の期末手当も同様に支給が行われることとなります。

次に、議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。当町は従来から人事院勧告を踏まえた国家公務員給与に準拠しており、給与水準を決定する上で人事院勧告を民間準拠の根拠としてきたことから、このたび同様にこれを尊重し、人事院勧告の内容に準じて一般職の職員の給与において改定を実施するものであります。この条例の施行日は公布の日とし、給料につきましては令和7年4月1日に遡及適用し、期末勤勉手当につきましては12月期の支給分で調整することとしております。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。議案第96号、議案第97号の条例改正についての提案説明とさせていただきます。

○議長(首藤佳隆) 副町長。

○副町長(柴藤雅雄) 議案第96号、議案第97号について一括して詳細説明を申し上げます。

まず、議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

第1条では、期末手当の改正について、条例第3条第4項の表において一般職の職員に準じて支給総月数を0.05月分引き上げております。この改正により、特別職の職員の期末手当の年間支給月数は「4.50月分」から「4.55月分」となります。所要額は約11万円であります。

次に、第2条について説明いたします。第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものでありますが、一般職の職員の期末勤勉手当において令和8年4月以降、6月と12月の期末勤勉手当の支給月数を同月数とする改正を行うことから、これに準じて6月「2.25月」、12月「2.3月」をいずれも「2.275月」に改正しております。支給総月数の変更はありません。

次に、議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

本年の人事院勧告について、その骨子は令和7年4月時点の民間給与との較差1万5,014円を埋めるため、給料表の水準を平均で3.3%引き上げ、初任給については民間との間に差があること等を踏まえ、高卒者で1万2,200円、大卒者で1万2,000円の引上げを実施することとなっております。また、賞与を民間の支給割合に見合うよう「4.60月分」から「4.65月分」に引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.025月分ずつ均等に配分することとなっております。このほか、通勤手当及び宿日直手当についても引き上げることとなっております。なお、給料については令和7年4月に遡及適用し、期末勤勉手当については12月期の支給分で調整することが勧告されております。

条例につきまして、まず第1条であります。給料表の改正について、条例第3条に係る別表第1を初任給は民間との間に差があること等を踏まえ、高卒者で1万2,200円、大卒者で1万2,000円引き上げ、また若年層に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で俸給表の改定を実施しております。また、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額についても各級の改定額を踏まえ、所要の改定を行うものであります。なお、対象職員は222名、所要額は約2,765万円です。

次に、通勤手当の改正について、条例第11条の4第2項第2号の自動車等使用者に対する通勤手当において、片道10キロメートル以上の距離区分について200円から7,100円までの幅で引上げを実施しております。対象は20名で、所要額は約8万円です。

次に、宿日直手当の改正について、条例第18条において国に準じ300円の引上げを実施しております。

次に、再任用職員以外の職員における期末勤勉手当の改正について、条例第19条第2項の期末手当において支給月数0.025月分の引上げ、第20条第2項第1号の勤勉手当において支給月数0.025月分の引上げに伴い、12月の期末勤勉手当をそれぞれ0.025月分、合計0.05月分引き上げております。この改正により、当該職員の期末勤勉手当の年間支給月数は「4.60月分」から「4.65月分」となります。また、再任用職員については「2.4月分」から「2.45月分」となります。期末勤勉手当に係ります影響人数は217名、所要額は約1,476万円です。

次に、第2条について説明いたします。

条例第19条第2項において、第1条で改正しました期末手当の月数について支給割合を変更するものであります。再任用職員以外の職員について、6月「1.25月」、12月「1.275月」を「1.2625月ずつ」に改正しております。また、再任用職員については6月「0.7月」、12月「0.725月」を「0.7125月ずつ」に改正しております。

条例第20条第2項第1号においては、第1条で改正いたしました勤勉手当の月数について支給割合を変更するものであります。再任用職員以外の職員について、6月「1.05月」、12月

「1.075月」を「1.0625月ずつ」に改正しております。また、再任用職員については6月「0.5月」、12月「0.525月」を「0.5125月ずつ」に改正しております。

次に、第3条について説明いたします。

本町では、太子町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正しております。条例に規定しております会計年度任用職員の給料表については、一般職の職員の給与に関する条例に規定する給料表と同様、人事院勧告の内容に準じていることから一般職の職員の給料表の改定と同様に改正を行っております。本俸、期末勤勉手当の増額分、各種負担金等を合わせて所要額は約2,105万円であります。なお、一般職及び会計年度任用職員の給料表の改正に伴う本俸、6月及び12月の期末勤勉手当、通勤手当の増額分、各種負担金等を合わせて給与に関する所要額は約7,119万円であります。

最後に附則であります。施行期日等について、附則第1条において公布の日に施行し、第1条及び第3条の規定は令和7年4月1日に遡及適用すること、また第2条の規定は令和8年4月1日から施行することを規定しております。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、議事の都合によって1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

続いて、上程中の議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時24分)

(再開 午前11時55分)

○議長(首藤佳隆) 休憩前に引き続き会議を開きます。

間もなく正午が来ますが、会議を続行します。

お諮りします。

先ほど所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいております議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての議案2件について委員会の審査報告を求めますので、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議案第96号及び議案第97号の議案2件を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~

追加日程第1 議案第96号 太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

追加日程第2 議案第97号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長(首藤佳隆) 追加日程第1、議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び追加日程第2、議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを一括議題とします。

これらの議案2件については、所管の総務経済建設常任委員会に付託して、休憩中に御審査いただいておりますので、これから上程中の議案に対する委員会の審査報告を求めます。

総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員。

○中島貞次議員 それでは、総務経済建設常任委員会に付託されました委員会審査報告書を読み上げまして報告いたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第96号。付託年月日、令和7年12月19日。件名、太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年12月19日金曜日午前10時28分から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①一般職の賞与は「4.6月」を「4.65月」に改正し、特別職の賞与は「4.5月」を「4.55月」にすると説明があったが、その月数の違いはとの質疑に、平成9年の景気の低迷で住民生活が大変な状況になったことや平成17年に市町村合併を見送り単独での自治体運営を決断したことを受けて特別職の賞与のみ0.05月の引上げを2回見送った経緯があるとの答弁があった。

②過去の例からすれば、特別職においては引き上げることを見送る場合もあるのかとの質疑に、重大な事情や社会情勢を見極めながら見送る場合もあるが、このたびは総合的に判断して一般職の職員に準じて引き上げることとしたとの答弁があった。

(2)審査結果は、賛成多数により可決すべきものと決した。

賛成、藤澤委員、玉田正典委員、桑名委員、吉田委員。反対、玉田晶久副委員長。

なお、玉田晶久副委員長から反対討論があり、賛成討論はなかった。

続きまして、委員会審査報告書。

本委員会に付託の案件を審査した結果、下記のとおり決定したから、会議規則第77条の規定により報告します。

1、審査した事件。議案番号、議案第97号。付託年月日、令和7年12月19日。件名、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について。審査結果、可決すべきもの。少数意見の留保、なし。

2、審査年月日。令和7年12月19日金曜日午前10時28分から午前11時。

3、審査経過及び結果。

(1)審査経過。質疑応答による主な確認事項は次のとおり。

①提案説明の中で大卒の初任給については1万2,000円の増額、高卒については1万2,200円の増額という説明があったが、それぞれの初任給の号給はとの質疑に、大卒の初任給は1級29号給で、高卒の初任給は1級9号給であるとの答弁があった。

②通勤手当において、通勤距離が45キロ以上から大幅に増額となっているが、その理由はとの質疑に、人事院において民間の通勤手当の支給状況調査が行われ、その結果を踏まえた見直しが行われており、本町もその基準に合わせて改定したとの答弁があった。

(2)審査結果は、全員賛成により可決すべきものと決した。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（首藤佳隆） 以上で総務経済建設常任委員会委員長中島貞次議員の報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 議案第96号太子町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について反対討論を行います。

賃金の上昇をはるかに上回る諸物価高騰の中で、ガソリン価格であるとかあるいは米価格高騰の報道が行われております。太子町では、水道料金が平均35%の値上げで町民の生活は大変厳しい状況にあります。また、物価高に追いつかない支給額の年金生活者は、スーパーに行っても食事に何を買おうか迷ってしまう現状であります。人事院勧告はあくまで町職員などの給与あるいは手当の引上げであって、特別職の手当引上げの根拠にはならないと考えております。まして、行政改革の名の下で長寿祝金の削減や水道料金の大幅値上げなど、町民に負担を強いる中で引上げは自粛すべきだと考えております。現に特別職の期末手当の改定が見送られた事例も、平成

9年あるいは平成17年にあったとの答弁がありました。太子町の特別職の給与は高いという町民の声は多く、現に特別職の給与そのものを減額している実情があります。給与減額とは矛盾する期末手当の引上げは町民の理解を得られず、強い批判が出るのは必至であると考えております。物価高騰で町民の暮らしが大変な中、特別職の期末手当の引上げは認められないと申し述べて反対討論といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第96号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、議案第96号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第97号一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（首藤佳隆） 全員賛成です。したがって、議案第97号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 5 議案第90号 令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）

日程第 6 議案第 9 1 号 令和 7 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 7 議案第 9 2 号 令和 7 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 8 議案第 9 3 号 令和 7 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 9 議案第 9 4 号 令和 7 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 4 号）

日程第 10 議案第 9 5 号 令和 7 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（首藤佳隆） 日程第 5、議案第 90 号令和 7 年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第 6 号）から日程第 10、議案第 95 号令和 7 年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第 3 号）までを一括議題とします。

順次提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 90 号から議案第 95 号までの各会計の補正予算につきまして一括で説明を申し上げます。

まず、議案第 90 号令和 7 年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第 6 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与改定等に伴う人件費関係の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 6,730 万 5,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 167 億 7,472 万 2,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、地方交付税、国庫支出金、繰入金、諸収入の追加であります。

歳出予算につきましては、全ての款におきましての追加であり、6,730 万 5,000 円の追加であります。

詳細につきましては、後ほど総務部長が説明を申し上げます。

次に、議案第 91 号令和 7 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

給与改定に伴いまして、人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 165 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 32 億 8,275 万 5,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費において給与改定等に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第 92 号令和 7 年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

これも同じく、給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 323 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 29 億 1,250 万 6,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費、地域支援事業費の追加と基金積立金の減額であります。

次に、議案第 93 号令和 7 年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）についてであります。

これも同じく、給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ 23 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 6 億 4,661 万 5,000 円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金の追加であります。

歳出予算につきましては、総務費におきまして給与改定等に伴う人件費の追加であります。

次に、議案第94号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。

同じく、給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の第1款事業収益に2万4,000円を追加し、収益的収入の総額を6億4,693万円としております。また、収益的支出の第1款事業費用に207万9,000円を追加し、収益的支出の総額を5億6,757万6,000円としております。

次に、第3条は、当初予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額の追加であります。

第4条は、当初予算第8条に定めます他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入の補正に伴い増額するものでございます。

最後に、議案第95号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。

これも同じく、給与改定に伴い人件費関係の補正を行うものであります。

まず、第2条におきまして、収益的収入の第1款下水道事業収益に3万円を追加し、収益的収入の総額を14億1,923万3,000円としております。また、収益的支出の第1款下水道事業費用に117万5,000円を追加し、収益的支出の総額を13億150万9,000円としております。

次に、第3条は、当初予算第7条に定めます議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございますが、職員給与費の額の追加であります。

以上のとおりでございますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（首藤佳隆） 総務部長。

○総務部長（森 文彰） それでは、議案第90号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）につきまして説明を申し上げます。

まず、人事院勧告による人件費等の追加総額は6,730万5,000円でございます。常勤職員の給与及び手当等を4月に遡って改定し、議員及び会計年度任用職員も同様に差額を支給するものであります。なお、科目ごとの説明は省略させていただきます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

款11地方交付税6,194万4,000円の追加は、再算定により追加となった金額のうち給与改定分及び調整分などを補正するものでございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金47万円の追加は、マイナンバーカード交付事務に係る人件費の補正によるものでございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金460万2,000円の追加は、今回補正予算における財源調整でございます。

目5ふるさと応援基金繰入金3万7,000円の追加は、ふるさと応援寄附金に係る人件費の補正でございます。

款21諸収入、項3雑入、目2雑入25万2,000円の追加は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（首藤佳隆） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

方法については、議事の都合により1議案ごとに行います。

まず、上程中の議案第90号令和7年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第6号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。

玉田晶久議員。

○玉田晶久議員 当補正予算は、特別職の期末手当の引上げが含まれておりますので反対といたします。

以上です。

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（賛成多数）

○議長（首藤佳隆） 賛成多数です。したがって、議案第90号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第91号令和7年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（首藤佳隆） 討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方

は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第92号令和7年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第93号令和7年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第94号令和7年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算(第4号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、上程中の議案第95号令和7年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算(第3号)について、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

(全員賛成)

○議長(首藤佳隆) 全員賛成です。したがって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議員派遣について

○議長(首藤佳隆) 日程第11、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣につきましては、太子町議会会議規則第129条の規定により、お手元に配りました議案のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配りました議案のとおり派遣することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第12 常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動について

○議長(首藤佳隆) 日程第12、常任委員会等の閉会中の所管事務調査及び活動についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会等の所管事務について、それぞれ委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配りました一覧表のとおり閉会中の所管事務調査の申出があります。

お諮りします。

以上、各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び活動とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(首藤佳隆) 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の所管事務調査及び活動とすることに決定しました。

これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和7年第7回太子町議会定例会(第518回町議会)を閉会します。

(閉会 午後0時27分)

~~~~~

議長挨拶

○議長(首藤佳隆) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る11月28日の招集以来、本日までの22日間でしたが、この間、議員各位には各会計の補正予算をはじめ、契約案件、条例改正など多数の重要案件をそれぞれ終始熱心に御審議を賜り、本日の閉会に至りました。ここに議員各位の御精励に対し深く敬意を表しますとともに、衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。なお、町長をはじめ、町当局各位におかれましては、審議の過程で議員各位から述べられました意見等につきましては、今後の町政執行に十分反映されますよう強く望むものであります。

さて、本年も残り僅かとなりましたが、議員各位並びに町当局各位にはくれぐれも健康に御留意いただき、希望に満ちあふれた輝かしい新春を迎えられますことを祈念いたしますとともに、町政発展のため、一層の御精励を賜りますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長(沖汐守彦) 令和7年第7回太子町議会定例会(第518回町議会)が閉会されるに当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

去る11月28日に開会されました今期定例町議会におきましては、各重要案件につきまして慎重なる御審議を賜り、適切に議決いただきましたことに深く感謝申し上げます。また、御審議の中で拝聴いたしました御意見、御指導につきましては、今後の行財政運営にでき得る限り反映できますよう努力してまいります。

最後に、年の瀬も間近になってまいりましたが、議員各位におかれましては御健康に十分御留意いただき、健やかに輝かしい新年をお迎えになられますことを祈念いたしまして、簡単ですが、定例町議会の閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

太子町議会議長 首 藤 佳 隆

署名 議員 出 原 賢 治

署名 議員 森 田 哲 夫